

<事務担当>
県央土木総合事務所
維持管理課施設整備第2係
吉元・廣田
076-241-8203

平成30年7月13日

県道窪野々市線 自転車走行指導帯での街頭指導実施について

県央土木総合事務所

県道窪野々市線は沿線に学校や病院、店舗が立地しており、自転車利用が多く、歩道上で歩行者と自転車とが混在し危険であったことから安全な交通を確保するため平成27年度に金沢市窪町から野々市市扇が丘・高橋町までの約1.9km区間において、自転車走行指導帯を整備しました。

このたび、地元、県、警察、学校関係者等が7月17日（火）朝7時30分から自転車通行ルールとマナー周知のために街頭指導を行います。

→「整備箇所」

金沢市窪町交差点から野々市市扇が丘・高橋町（扇が丘北交差点手前）
までの約L=1.9km

→「整備内容」

自転車走行指導帯 車道路肩部分に自転車走行位置を区画線や自転車マーク等
にて明示

→H29年4月に実施、昨年と同様

→同日に金沢市（有松・久安地区等）も近隣市道で街頭指導実施予定です。

県道窪野々市線 自転車走行指導帯整備

自転車が通行すべき車道の位置と方向を示し
自転車の車道左側通行を促進します。

【自転車の通行方法】

- ← に沿って**車道の左側端**を通行
- 矢羽根のある交差点では、**矢羽根に沿って通行**
- 交差点を右折する場合は**二段階で右折**

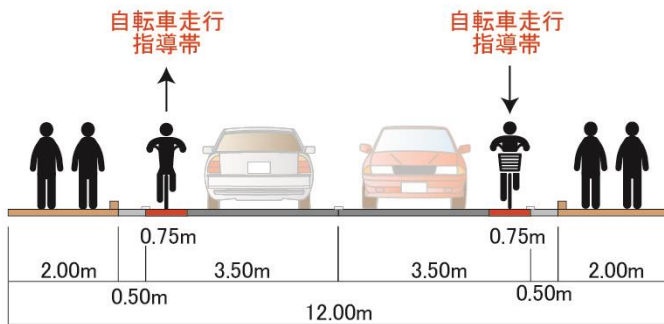
歩行者・自転車・クルマが
安全に通行できる道路環境の創出
にご協力をお願いします！



【クルマの通行方法】

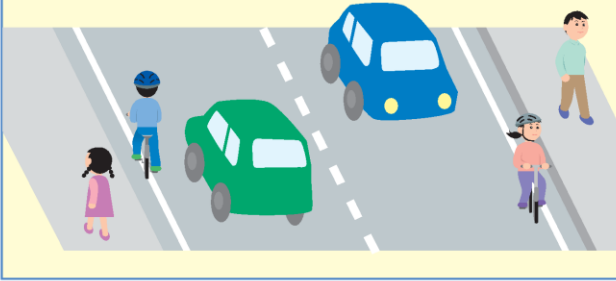
- 車道を通行する自転車の安全に十分
配慮して通行（**自転車走行指導帯内も
通行できますが自転車の安全に配慮して通行
してください**）


【標準的な断面図】



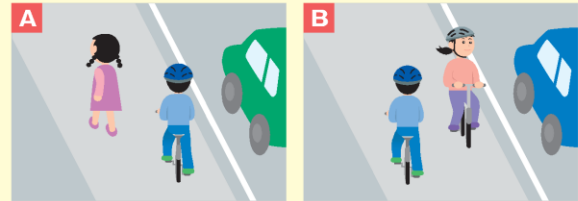
自転車の通行ルールやマナーをしっかりと守ろう

自転車は「軽車両」です。
「車道の左端を左側通行」
しましょう。(クルマと同じ方向に通行)

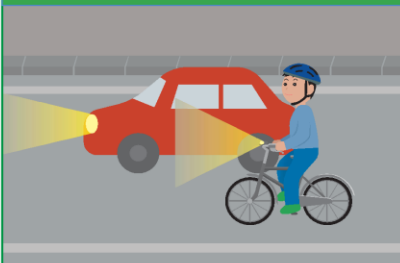


自転車通行可の歩道  では
「車道寄りを徐行」しましょう... **A**

歩道上で自転車どうしがすれ違うときは、
相手を右に見てすれ違いましょう... **B**



夜はライトをつけよう



夜間は、ライトを点灯し、自分の位置をまわりに知らせると、安全性が向上します。

信号を守ろう



交差点では信号を確認しましょう。車道を走るときはクルマと同じ信号を見ましょう。

信号のない交差点では 一時停止・安全確認しましょう



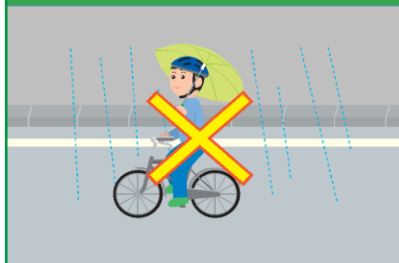
交差点での飛び出しは重大事故のもとです。「止まれ」の標識を守るなど、しっかりと安全確認し、自分の身を守りましょう。

並進はやめよう



クルマや歩行者の通行を妨げるとともに、事故の危険性が高くなります。

傘さし運転はやめよう



傘さし運転は、前が見づらくなり歩行者やクルマと衝突する危険性が高くなります。

携帯電話はやめよう



携帯電話で通話やメールをしながらの運転は、注意力が不足し、重大事故につながります。

- ❗ その他、**二人乗り**や**飲酒運転**は絶対にやめましょう。
- ❗ これらの**ルールを違反**すると、法律上、**罰則**が課せられます。

お互いにルールを守ってみんなが安全・安心に♪

お問い合わせ

石川県県央土木総合事務所 維持管理課

TEL 076-241-8203 FAX 076-247-5229